

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------|
| 3 | 固定資産税関係事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那須塩原市は、固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・本市は個人固定資産税関係事務において、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、契約書に「個人情報取扱特記事項」を明記し、情報保護管理体制を確認することとしている。

評価実施機関名

栃木県那須塩原市長

公表日

令和8年5月18日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--|--|
| ①事務の名称 | 固定資産税関係事務 |
| ②事務の概要 | 地方税法等の規定に則り、固定資産税課税台帳(土地・家屋・償却資産)の評価・賦課・証明書発行・統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①所有資産の照会 ②賦課および徴収のために行う事務 ③償却資産申告データの入力 ④納税通知書、課税明細書の出力 ⑤納税通知書等の電子通知希望申請 通知IFS経由で納税通知書等電子通知希望申請情報を固定資産税システムに取り込む。 |
| ③システムの名称 | 固定資産税システム 地方税電子申告支援サービス 総合窓口システム 統合宛名システム 中間サーバー 通知IFS |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 固定資産税課税台帳ファイル 地方税電子申告情報ファイル 宛名情報ファイル 納税通知書等電子通知希望申請情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1号 別表 第24項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第16条 地方税法第七百四十七条の五の二 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | ■情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第二条 表48項 ■情報提供は実施しない |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 総務部固定資産税課 |
| ②所属長の役職名 | 固定資産税課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |

| | |
|--|--|
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 総務部固定資産税課 〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町2番3号 電話 0287-38-2560 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 総務部固定資産税課 〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町2番3号 電話 0287-38-2560 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和8年4月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和8年4月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [<input type="radio"/>]委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | [<input type="radio"/>]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---------------------------------|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、記載様式を点在させることなく、一箇所（鍵付きキャビネット内）で管理することで漏洩等の対策を講じている。 ・住民基本台帳ネットワークシステム照会により、マイナンバーを取得するのではなく、原則、申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性の確認を行う。 ・申請者からマイナンバーを取得できない場合に、住民基本台帳ネットワークシステム照会を行い、4情報または住所を含む3情報による照会を行う。 ・登録の際には、複数人での確認を行ったうえで登録を行う。 | |

| | |
|---|---|
| 9. 監査 | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査 |
| 10. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | ・特定個人情報を含む様式については、速やかに処理のうえ鍵付きキャビネットに保管するよう共有されている。 ・固定資産税に関連する事務においては、特定個人情報に関する安全管理措置を以下のとおりおこなう。 ① システムのユーザ認証を必須としている。 ② 部署異動に伴うアクセス権限の発効・失効等の管理を行っている。 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|----------------------------------|--|--|------|-----------|
| 2017/4/26 | 評価実施機関における担当部署 | ②所屬長 課税課長 稲見 一志 | ②所屬長 課税課長 菊池 敏雄 | 事後 | |
| 2017/4/26 | 対象人数 いつの時点の計数か | 平成27年3月1日 時点 | 平成29年4月1日 時点 | 事後 | |
| 2017/4/26 | 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成27年3月1日 時点 | 平成29年4月1日 時点 | 事後 | |
| 2018/4/1 | 評価実施機関における担当部署 | ②所屬長 課税課長 菊池 敏雄 | ②所屬長 課税課長 相馬 勇 | 事後 | |
| 2019/6/21 | 評価実施機関における担当部署 | ②所屬長 課税課長 相馬 勇 | ②所屬長の役職名 課税課長 | 事後 | 様式の変更 |
| 2019/6/21 | 対象人数 いつの時点の計数か | 平成29年4月1日 時点 | 平成31年4月1日 時点 | 事後 | |
| 2019/6/21 | 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成29年4月1日 時点 | 平成31年4月1日 時点 | 事後 | |
| 2020/6/22 | 対象人数 いつの時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 | 令和2年4月1日 時点 | 事後 | |
| 2020/6/22 | 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 | 令和2年4月1日 時点 | 事後 | |
| 2021/6/7 | 対象人数 いつの時点の計数か | 令和2年4月1日 時点 | 令和3年4月1日 時点 | 事後 | |
| 2021/6/7 | 取扱者数 いつの時点の計数か | 令和2年4月1日 時点 | 令和3年4月1日 時点 | 事後 | |
| 2021/6/16 | 法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 | 番号法第19条第8号 | 事前 | |
| 2022/6/13 | 対象人数 いつの時点の計数か | 令和3年4月1日 時点 | 令和4年4月1日 時点 | 事後 | |
| 2022/6/13 | 取扱者数 いつの時点の計数か | 令和3年4月1日 時点 | 令和4年4月1日 時点 | 事後 | |
| 2024/12/1 | 評価実施機関における担当部署 | 総務部課税課 課税課長 | 総務部固定資産税課 固定資産税課長 | 事後 | |
| 2024/12/1 | 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 総務部課税課 | 総務部固定資産税課 〒325-2792 栃木県那須塩原市あたご町2番3号 電話 0287-38-2560 | 事後 | |
| 2024/12/1 | 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 総務部課税課 | 総務部固定資産税課 〒325-2792 栃木県那須塩原市あたご町2番3号 電話 0287-38-2560 | 事後 | |
| 2024/12/4 | 対象人数 いつの時点の計数か | 令和4年4月1日 時点 | 令和6年4月1日 時点 | 事後 | |
| 2024/12/4 | 取扱者数 いつの時点の計数か | 令和4年4月1日 時点 | 令和6年4月1日 時点 | 事後 | |
| 2025/8/20 | 対象人数 いつの時点の計数か | 令和6年4月1日 時点 | 令和7年4月1日 時点 | 事後 | |
| 2025/8/20 | 取扱者数 いつの時点の計数か | 令和6年4月1日 時点 | 令和7年4月1日 時点 | 事後 | |
| 2025/8/20 | ②事務の概要 | 地方税法等の規定に則り、固定資産税課税台帳(土地・家屋・償却資産)の評価・賦課・証明書発行・統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①所有資産の照会 ②賦課および徴収のために行う事務 ③償却資産申告データの入力 ④納税通知書、課税明細書の出力 | 地方税法等の規定に則り、固定資産税課税台帳(土地・家屋・償却資産)の評価・賦課・証明書発行・統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①所有資産の照会 ②賦課および徴収のために行う事務 ③償却資産申告データの入力 ④納税通知書、課税明細書の出力 情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。 | 事後 | |
| 2025/8/20 | 3. 個人番号の利用－法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一の第24の項 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1号 別表 第24項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第16条 | 事後 | |
| 2025/8/20 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠 | (情報照会) 番号法第19条8号、別表第二の第24の項並びに内閣府・総務省令第19条(情報提供) 情報提供は行わない。 | ■情報照会の根拠 番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第二条 表48項 ■情報提供は実施しない | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|------------------------------|--|---|------|------------------|
| 2026/5/18 | I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | <p>地方税法等の規定に則り、固定資産税課税台帳(土地・家屋・償却資産)の評価・賦課・証明書発行・統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①所有資産の照会 ②賦課および徴収のために行う事務 ③償却資産申告データの入力 ④納税通知書、課税明細書の出力</p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。</p> <p>固定資産税システム 地方税電子申告支援サービス 総合窓口システム 統合宛名システム 中間サーバー</p> | <p>地方税法等の規定に則り、固定資産税課税台帳(土地・家屋・償却資産)の評価・賦課・証明書発行・統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①所有資産の照会 ②賦課および徴収のために行う事務 ③償却資産申告データの入力 ④納税通知書、課税明細書の出力 ⑤納税通知書等の電子通知希望申請通知IFS経由で納税通知書等電子通知希望申請情報を固定資産税システムに取り込む。</p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。</p> <p>固定資産税システム 地方税電子申告支援サービス 総合窓口システム 統合宛名システム 中間サーバー 通知IFS</p> | 事前 | 納税通知書等の電子送付による変更 |
| 2026/5/18 | I. 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名 | <p>固定資産税課税台帳ファイル 地方税電子申告情報ファイル 宛名情報ファイル</p> | <p>固定資産税課税台帳ファイル 地方税電子申告情報ファイル 宛名情報ファイル 納税通知書等電子通知希望申請情報ファイル</p> | 事前 | 納税通知書等の電子送付による変更 |
| 2026/5/18 | I. 関連情報 3. 個人番号の利用—法令上の根拠 | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1号 別表 第24項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第16条</p> | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1号 別表 第24項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第16条 地方税法第七百四十七条の五の二</p> | 事前 | 納税通知書等の電子送付による変更 |